

1 全体事項

- (1) 本事業は、仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月）において津波被災者等の移転に係る土地区画整理事業として位置づけられ、震災からの復旧・復興の面で大きな役割を担っている。

良好な生活再建の場として機能するよう、震災による周辺環境の変化や復旧・復興の状態を踏まえて行った、調査、予測及び評価の結果を分かりやすい表現で記載するとともに、居久根を有する仙台市東部田園地域の自然環境に対する影響を可能な限り小さくする環境配慮を行うこと。

- (2) 周辺環境に対する影響を最小限にとどめるため、造成に必要な盛土については、可能な限り事業区域の近隣地域で発生する土砂を利用すること。

2 個別事項

(騒音)

- (1) 事業区域南側に位置する陸上自衛隊霞目飛行場の影響を受ける航空機騒音の予測・評価については、飛行回数調査結果の平均値とともに、1 日の総飛行回数の多い日から数えて 10%に当たる飛行回数も用いて行うこと。

(水質)

- (2) 工事に伴う排水による水の濁りを低減させるため、仮設調整池内の土砂の舞い上がりを防ぐための構造上の工夫を行うこと。

(土壌環境)

- (3) 液状化対策の実施にあたっては、今後補足ボーリング調査を実施し、対象範囲の特定を行った上で、最も適した工法を選択すること。

(植物、動物及び生態系)

- (4) 事業区域が、居久根と水田が隣接しており猛禽類をはじめとする動物にとって重要な環境となっていることを踏まえた、分かりやすい評価を記載すること。

- (5) オオタカやマガンをはじめとする鳥類への事業の影響の予測・評価については、本事業における現地調査結果のほかに、本事業区域東部で実施される（仮称）仙台市荒井南土地区画整理事業の環境影響評価で得られた鳥類調査結果も利用して行うこと。

- (6) 昆虫類については、昆虫類の発生最盛期である 6 月から 8 月の間に追補調査を行い、その結果をもとに予測・評価を見直すこと。

- (7) 植物相への事業の影響の予測・評価については、可能な限り新しい資料を参照し、自生及び逸出の状況等も踏まえ、正確に行うこと。

- (8) 希少な植物種の移植先を一律に周辺水田としているが、移植する植物種の一般的な生育環境に配慮して移植先の選定を行うこと。
- (9) 本事業により調査範囲の全ての個体が消失する植物種だけでなく、ネズミノオなど本事業により調査範囲での残存数が特に小さくなる種についても、移植などの代償措置を講じること。
- (10) 本事業区域で確認された植物のうち、現在のレッドリスト等には位置づけられていないが、希少と認められる可能性のある植物種については、可能な限り保全に努めるとともに、生育情報を公的な記録として残すこと。